

彙報

行政事務簡素化具體化の爲にする重要事業場勞務管理令施行規則其他の省令中改正の件公布

行政事務簡素化具體化の爲にする重要事業場勞務管理令施行規則其他の省令中改正の件は昭和十八年二月十五日付官報を以て左の通り公布せられた。

行政事務簡素化具體化ノ爲ニスル
重要事業場勞務管理令施行規則其
ノ他ノ省令中改正ノ件

(昭和十八年二月十五日
厚生省令第三號)

第一條 重要事業場勞務管理令施行規則中左ノ通改正ス

第二條 第一項但書中「鐵道營業法」ノ上ニ「國民徵用令第十八條第二項ノ規定ニ依リ既ニ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル事項」ヲ加フ

第五條 第六條及第八條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ國民徵用令第十八條第二項ノ規定ニ依リ既ニ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 第一項中「厚生大臣ノ認可」ヲ「所管勞務監理官ノ承認」ニ、同條第三項中「許可ノ申請書」ヲ「承認ノ申請書」ニ改ム

第十三條 第二項ヲ削リ同條第一項中「計畫ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ」之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ「計畫ヲ定ムベシ」ニ、同條第三項中「認可ヲ受クベキ期限」ヲ「計畫ヲ定ムベキ期限」ニ改メ同項ヲ第二項トス

第十四條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ給食施設、應急診療方法其ノ他ノ厚生施設ヲ爲スコトヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 乃至第十七條 削除

第二十二條 第一項中「計畫實施ノ結果ヲ翌年一月末日迄ニ厚生大臣ニ報告スベシ」ヲ「定ムベシ」ニ、同條第二項中「計畫ノ報告ノ期限」ヲ「計畫ヲ定ムベキ期限」ニ改ム

第二十三條 事業主ハ様式第五號乃至第七號ニ依リ毎月ノ從業者ノ殘業、遅刻、早退、缺勤及懲戒ノ狀況調ヲ作成スベシ

第二十四條 中「遅滞ナク」ヲ削リ「地方長官」ヲ「所管勞務監理官」ニ、「報告」ヲ「速報」ニ改ム

第二十六條 中「又ハ地方長官」ヲ削ル

第二十七條 削除

様式第一號乃至第四號中「認可」ヲ「承認」ニ、「厚生大臣」ヲ「所管勞務監理官」ニ改ム

第二條 學校卒業者使用制限令施行規則中左ノ通改正ス

第三條 二中「其ノ申請ヲ爲スベシ」ヲ「豫メ其ノ旨届出ツベシ」ニ改ム

第三條 勞務調整令施行規則中左ノ通改正ス

第五條 第一項ニ左ノ二號ヲ加フ

七 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サルル場合ニ於ケル同種(別表事業分類表ノ中分類ニ依ル以下同ジ)ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス技能者ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ技能者ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

八 徵用セラレタル技能者其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合

第六條 第一項ニ左ノ二號ヲ加フ

六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サルル場合ニ於ケル同種ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス國民學校修了者ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ國民

學校修了者ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 徵用セラレタル國民學校修了者其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合

第七條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 第一期 四月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ期間開始ノ年ノ一月十日

二 第二期 十月ヨリ翌年三月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ期間開始ノ年ノ七月十日第十條第一項第五號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第六號ヲ第八號ニ改ム

六 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職ト看做サルル場合ニ於ケル同種ノ工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ於テ爲ス一般青壯年ノ所屬ノ移動及令第七條第二號ニ定ムル者以外ノ者ヨリ令第七條第二號ニ定ムル者ニ一般青壯年ノ所屬ノ移動ヲ行フ場合但シ後ノ使用ノ場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 徵用セラレタル一般青壯年其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ雇入及就職ノ場合

第十一條 第一項中「國民學校修了者及」ヲ削ル

第十五條 厚生大臣ノ別ニ指定スル者ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ毎月ノ從業者ノ充足及異動狀況ヲ様式第十一號ニ依リ翌月十日迄ニ直接

厚生大臣ニ報告スベシ
前項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

第十六條ノ二 事業主第五條第一項第七號、第六條第一項第六號又ハ第十條第一項第六號ノ規定ニ依リ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ使

依り技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ使
様式第六號ノ「利用狀況」ノ欄ノ下ニ左ノ「從業者異動狀況」欄ヲ加フ

用スルニ至リタルトキハ様式第十一號ノ二ニ依リ五日以内ニ其ノ者ヲ使用スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ届出ツベシ

第十八條 令第十七條第二項ノ通報ハ管轄區域内ニ在ル國又ハ道府縣ノ施設ニ於ケル從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ付様式第十號ニ依ルモノトス

從業者異動狀況

前記中期前	員人(用徵)入雇中期中前										男	女	計
	計	徵用ニ依ルモノ	其ノ他ノ雇入ニ依ルモノ	一般青壯年			國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ			
				特	殊	年							
前				特	殊	年	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ			
期				定	故	壯	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ			
末				認	認	年	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ			
現				可	可	年	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ			
在				ニ	ニ	年	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ			
人				依	依	年	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ			
員				ル	ル	年	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ			
				モ	モ	年	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ			
				ノ	ノ	年	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ			

様式第十號ノ記載心得「二」ノ末尾ノ「年月日」ヲ記載スルコトノ下ニ「尙令第十一條第三項ノ從業者ノ所屬移動(轉勤)ニ依ルモノノ中認可ニ依ラザルモノニ付テハ所屬移動(轉勤)アリタル年月日及其ノ旨ヲ記載スルコト」ヲ加フ

事業ノ種類		工場鑛山名																
生産品目		所在地																
區 別 種 別	前月末從業者現在數	本月ニ於ケル異動狀況												本月末從業者現在數				
		雇入(使用)			左ノ内國民職ノ指介ニ依ルモノ			徵用ニ依ルモノ			解雇(解除)				差引増減▲數			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	
職鑛	工夫																	
職員	其ノ他																	
計																		
集團移入朝鮮人	朝鮮人																	
其ノ他	朝鮮人																	
勤勞報國隊員	朝鮮人																	
備考																		

昭和 年 月 日

報告者 氏 名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 團

(記載心得)

- 一、本屆ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(竪182mm 竪257mm)トスルコト
- 二、本報告ハ厚生大臣ノ特ニ指定シタル者ニ於テ毎月分ヲ翌月十日迄ニ厚生大臣ニ報告スルモノトス尙標題ノ「通報」ノ文字ハ國及道府縣ノ施設ニ於テ爲ス場合ニ用フルモノニ付一般ノ報告ニ在リテハ當該文字ヲ抹消スルコト
- 三、從業員ノ員數ノ記載ハ「アラビヤ」數字ニ依ルコト
- 四、「事業ノ種類」ハ勞務調整令第七條第二號ノ指定事業ニ該當スルモノニ付テハ其ノ指定ノ事業名ニ依ルコト
- 五、「生産品目」多種ニ互ルトキハ其ノ主タルモノニ付記載スルコト
- 六、本報告ノ從業者中ニハ日雇入レタル者ヲ除キ本令ノ雇入及就職制限ノ適用ヲ受ケザル者モ之ニ含マシムルコト
- 七、「區別」中「前月末從業者現在數」及「本月末從業者現在數」欄ニハ各其ノ現在ニ於ケル全從業者(被徵用者ヲ含ム)ニ付從業者種別ニ從ヒテ之ヲ記載シ、「雇入(使用)」欄ニハ國民職業指導所ノ紹介及認可ニ依ルモノ其ノ他總テノ雇入(使用)ニ依ルモノヲ記載シ、「左ノ内國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ」欄ニハ左欄ニ記載スベキ「雇入(使用)」員數ノ内當月中國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入レタルモノヲ記載シ、「徵用ニ依ルモノ」欄ニハ増加徵用ニ依ルモノノミヲ記載シ、「解雇(解除)」欄ニハ當月中解雇シタルモノ及徵用解除又ハ勤勞報國隊員ノ解除其ノ他ニ因ル退場者ヲ記載スルコト
- 八、「從業者種別」中「職工鑛夫」欄ニハ其ノ下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職工又ハ鑛夫ニ付記載シ(職工ノミヲ使用スル場合ハ鑛夫ノ文字ヲ、鑛夫ノミヲ使用スル場合ハ職工ノ文字ヲ抹消スルコト)、「職員其ノ他」欄ニハ「職工鑛夫」及其ノ下欄ノ各種別ニ記載スベキ勞務者以外ノ職員其ノ他ニ付記載シ、「集團移入朝鮮人勞務者」欄ニハ國民動員計畫ニ依リ集團移入シタル朝鮮人勞務者ノミヲ記載シ、「其ノ他」欄ニハ華人又ハ俘虜ヲ使用シタル場合ニ之ヲ記載シ、「勤勞報國隊員」欄ニハ國民勤勞報國協力令

ニ依ルモノヲ記載スルコト

九、解雇(解除)人員多數ニ互ルトキハ其ノ具體的理由ヲ備考欄ニ記載スルコト

ト

一〇、國及道府縣ノ施設ニ於ケル通報ニ在リテハ「事業ノ種類」、「生産品目」及「報告者氏名印」ノ各欄ハ記載ヲ要セズ

様式第十一條ノ二

從業者所屬移動(轉勤)届

從業者ノ後ノ使用ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	事業ノ種類		從業者	
	(前)	(後)	氏名	種別
從業者ノ從前ノ就業場所ノ所在地及名稱	從事セシムル業務ノ種類	所屬移動ノ理由	從業者	種別
			氏名	種別
			女男	女男
			女男	女男
			女男	女男
			女男	女男
			女男	女男
			女男	女男

(記載心得)

國民職業指導所長宛

昭和 年 月 日

一、本届ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(257mm×365mm)トスルコト

二、本届ハ技能者、國民學校修了者及一般青壯年ノ所屬移動ニ付後ノ使用ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛之ヲ爲スコト

三、「事業ノ種類」欄ニハ所屬移動ノ前後ノ使用ノ場所別ニ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

四、「從業者ノ從前ノ就業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ從業者ノ所屬移動直前ノ就業場所ノ所在地及名稱ヲ記載スルコト

五、「從事セシムル業務ノ種類」欄ニハ後ノ使用ノ場所ニ於テ現ニ從事セシムル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト

六、「所屬移動(轉勤)ノ理由」欄ニハ其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

七、「從業者」欄ノ「種別」欄ニハ技能者、國民學校修了者及一般青壯年ノ別ヲ記載スルコト

様式第十三號ヲ削ル

別表

事業分類表

事業	業	別
大分類	中	分類
(一) 鑛業	一、採鑛業	
	二、土石採取業	

(二) 金屬工業

(三) 機械器具工業

三、金屬精鍊業及材料品製造業
四、鑛物業
五、メッキ業
六、其ノ他同種ノ金屬工業
七、原動機類製造業
八、電氣機械器具類製造業
九、電線及電纜製造業

一〇、電池製造業
一一、工作機械器具製造業
一二、採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業
一三、化學工業用機械器具類製造業
一四、紡織機械器具類製造業
一五、其ノ他同種ノ製造加工用機械器具類製造業
一六、鐵道車輛製造業

(四) 化學工業

- 一七、自動車製造業
- 一八、自轉車及其ノ他同種ノ車輛製造業
- 一九、船舶製造業
- 二〇、航空機及航空機部分品製造業
- 二一、運搬機械製造業
- 二二、ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業
- 二三、農業及土木建築用機械器具製造業
- 二四、計測器類製造業
- 二五、學術及醫療機械器具製造業
- 二六、光學機械器具類製造業
- 二七、照用機械器具製造業
- 二八、樂器類及蓄音機製造業
- 二九、銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 三〇、其ノ他同種ノ機械器具工業
- 三一、機械器具裝置業
- 三二、製藥業
- 三三、工業藥品製造業
- 三四、製鹽業
- 三五、染料及中間物製造業
- 三六、塗料及顏料製造業
- 三七、發火物製造業
- 三八、礦物油製造業
- 三九、植物油類製造業
- 四〇、動物油脂製造業

(五) ガス業電氣業及水道業

(六) 窯業及土石工業

(七) 紡織工業

- 四一、蠟及加工油製造業
- 四二、ゴム製品類製造業
- 四三、パルプ製造業
- 四四、製紙業
- 四五、セロファン紙製造業
- 四六、セルロイド製造業
- 四七、化學纖維製造業
- 四八、肥料製造業
- 四九、皮革製造業
- 五〇、石鹼及化粧品製造業
- 五一、其ノ他同種ノ化學工業
- 五二、ガス業
- 五三、電氣業
- 五四、水道業
- 五五、陶磁器製造及繪付業
- 五六、ガラス及ガラス製品製造業
- 五七、セメント製造業
- 五八、其ノ他同種ノ窯業
- 五九、セメント及石棉製品製造業
- 六〇、石工品製造業
- 六一、其ノ他同種ノ土石工業
- 六二、製絲業
- 六三、紡績業
- 六四、撚絲業

(八) 製材及木製品工業

(九) 食料品工業

(一〇) 印刷業及製本業

- 四一、織物業
- 四二、編物組物業
- 四三、綿製造業
- 四四、染色及整理業
- 四五、其ノ他同種ノ紡織工業
- 四六、製材及合板業
- 四七、木製品工業
- 四八、精穀業
- 四九、製粉及澱粉製造業
- 五〇、製糖業
- 五一、醸造業
- 五二、清涼飲料製造業
- 五三、菓子、パン、餡類製造業
- 五四、罐詰及醃詰製造業
- 五五、畜産食料品製造業
- 五六、水産食料品製造業
- 五七、製茶業
- 五八、煙草製造業
- 五九、製氷及冷凍食料品製造業
- 六〇、其ノ他同種ノ食料品工業
- 六一、印刷業
- 六二、製本業
- 六三、土木建築業
- 六四、紙製品製造業

- (三)商業
- 八九、竹、柶柳、籐類製品製造業
 - 九〇、疊及葉、棕栢、真田類製品製造業
 - 九一、綿、麻、毛及絹製網繩及網製造業
 - 九二、纖維板製造業
 - 九三、皮革製品製造業
 - 九四、鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
 - 九五、刷毛及刷子製造業
 - 九六、漆器製造業
 - 九七、製帽業
 - 九八、玩具(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
 - 九九、映畫製作業
 - 一〇〇、寫真業
 - 一〇一、塗裝業
 - 一〇二、骨、角、蹄、甲、牙及貝類製品製造業
 - 一〇三、醫療材料品製造業
 - 一〇四、毛筆、萬年筆、鉛筆及クレヨン製造業
 - 一〇五、和傘洋傘製造業
 - 一〇六、草履(草製及ゴム製ノモノヲ除ク)爪草類製造業
 - 一〇七、羽毛及獸毛漂白整理業
 - 一〇八、其ノ他ノ雜工業中同種ノ製造加工業
 - 一〇九、米穀類販賣業

- (二)交通業
- 二〇、蔬菜類販賣業
 - 二一、鮮魚介類販賣業
 - 二二、牛乳販賣業
 - 二三、荒物販賣業
 - 二四、新聞發行販賣業
 - 二五、百貨店
 - 二六、其ノ他同種ノ物品販賣業
 - 二七、貿易業
 - 二八、媒介周旋業
 - 二九、金融、保險業
 - 三〇、預り業、貸貸業
 - 三一、娛樂興行ニ關スル業
 - 三二、接客業
 - 三三、其ノ他同種ノ商業
 - 三四、運輸業
 - 三五、通信業
 - 三六、辯護士、辨理士事務所
 - 三七、執達吏役場、公證人役場、司法書士事務所
 - 三八、教育事業
 - 三九、宗教
 - 四〇、醫療、衛生業
 - 四一、獸醫業、裝飾業
 - 四二、著述、藝術、遊藝業
 - 四三、產業團體
- (四)公務自由業

- (六)家事業
- 一、社會事業團體
 - 二、其ノ他同種ノ團體
 - 三、代書、代厩業
 - 四、其ノ他同種ノ自由業
 - 五、家事業
 - 六、其ノ他同種ノ産業
- (七)其ノ他ノ産業

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十八年四月一日ヨリ同年九月三十日迄ノ間ニ於テ
 一般青壯年ヲ雇入レントスル申請ニ在リテハ第三條第
 三項ノ規定ニ拘ラズ昭和十八年二月二十日迄トス

學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件公布

學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件は昭和十八年二月十七日付官報を以て左の通り公布せられた。

學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件

(昭和十八年二月十七日) 厚生省令第五號

様式第一號ヲ別記ノ如ク改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)